



2020年4月22日

各 位

上場会社名 積水ハウス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 仲井 嘉浩
(コード番号 1928 東証・名証 市場第一部)
本社所在地 大阪市北区大淀中一丁目1番88号
問 合 せ 先
責任者役職名 IR部長
氏 名 吉田 篤史
TEL (06) 6440-3111

株主による当社第69回定時株主総会開催禁止等の仮処分申立ての 一部取下げ及び却下決定に関するお知らせ

当社は、2020年4月17日付「株主による当社第69回定時株主総会開催禁止等の仮処分の申立てに関するお知らせ」でお知らせしておりますとおり、当社株主1名より、2020年4月23日開催予定の当社第69回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に関して、2020年4月16日、大阪地方裁判所に対して株主総会開催禁止等の仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）を受けていましたが、2020年4月21日、本申立てのうち当社に対する申立てが申立人により取り下げられるとともに、本日、本申立てのうち当社とともに申立てを受けていた本定時株主総会の招集者であります当社代表取締役阿部俊則に対する申立てにつき却下決定が下されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社に対する申立ての取下げがなされた日

2020年4月21日

2. 当社代表取締役阿部俊則に対する申立ての却下決定がなされた日

2020年4月22日

3. 却下決定等がなされるに至った経緯

当社らは、裁判所に対し、当社による本定時株主総会の開催場所・開始時刻の変更に違法性はなく、招集手続の法令違反や著しい不公正はないことを主張するとともに、本定時株主総会を開催しない場合には、かえって株主の皆様にも重大な影響を生じさせ、当社が回復することが

できない損害を被るおそれがあることから、本申立ては速やかに却下されるべきであると主張してまいりました。今般、本申立てのうち、当社代表取締役阿部俊則に対する申立てが却下されたのは、当社の主張の正当性が本申立てにおいて認められたことによるものと考えております。

なお、上記却下決定に先立ち、本申立ての審尋期日を経た結果、当社に対する申立ては、申立人の都合により取り下げられております。

4. 今後の見通し

当社は、本申立ての一部取下げ及び却下決定を受け、本定時株主総会を変更後の開催場所・開催時刻にて、予定どおり実施いたします（詳細については、2020年4月15日付「第69回定時株主総会 開催場所・開始時刻変更等について」をご参照ください。）。

5. 株主の皆様への重ねてのお願い

本定時株主総会においては、当社にてできる限りの感染防止策を実施させていただき所存ですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の見地から、株主の皆様のご協力も何卒お願いいたしたく、以下のとおり株主の皆様へ重ねてお願い申し上げます。

- ・ 風邪症状がある方等体調不良の有無に関わらず、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましても、接触感染リスク低減のため、本定時株主総会へのご出席をお控えいただくことを強く推奨申し上げます。議決権の行使は、書面又はインターネットによっても可能ですので、是非ご検討ください。（招集ご通知2頁及び3頁をご参照ください。）
- ・ 2020年4月15日付「第69回定時株主総会 開催場所・開始時刻変更等について」にてお知らせいたしましたとおり、本定時株主総会においては、開催場所の変更、及び、接触感染リスク低減のため座席間の間隔を拡げることから、ご用意できる席数がかなり限られることとなります。席数を上回るご来場の場合、入場制限を行わせていただかざるを得ない場合も想定されますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・ ご用意できる席数がかなり限られ、入場いただけない可能性が相当程度ありますので、本株主総会におきましては、ご出席に代えて、極力、書面又はインターネットにて議決権を行使いただきますよう、株主の皆様のご理解とご協力を強くお願い申し上げます。（招集ご通知2頁及び3頁をご参照ください。）

以 上